

# 介護保険施設等における感染症発生時の職員派遣 Q & A

R4年4月1日一部改訂

R5年5月1日一部改訂

I 派遣の枠組み .....	2
問1 介護職員が不足し、派遣をお願いしたいときはどうしたらよいですか .....	2
問2 法人内で職員を調整した結果、職員を派遣した同法人内の施設で職員が不足した場合も派遣の申請ができますか	
問3 派遣までの流れはどうなりますか .....	2
問4 派遣期間の職員の身分はどうなりますか .....	2
問5 派遣協定を締結する必要はあるのですか .....	2
問6 派遣協定のひな形はありますか .....	2
II 派遣の条件 .....	2
問7 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか .....	2
問8 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか .....	3
問9 マスク、消毒液等は支給されますか .....	3
問10 派遣終了時に、PCR検査は受けられますか .....	3
問11 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか .....	3
問12 休日勤務や時間外勤務はあるのですか .....	3
問13 派遣に係る交通手段や宿泊先は誰が調整しますか	
問14 社会保険、労災保険等はどうなりますか .....	3
問15 新型コロナウイルス感染症に対応した損害保険に加入する必要がありますか .....	3
問16 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか .....	4
III 費用の負担 .....	4
問17 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか .....	4
問18 派遣職員の交通費・宿泊費は誰が負担するのですか .....	4
問19 派遣後に2週間程度、自宅では無くホテル等で過ごした場合の宿泊費はどうなりますか .....	4
問20 問18、問19について負担額の上限はありますか？	
問21 危険手当の額のどのように決めますか .....	5
問22 派遣元が、派遣した職員の補充のために職員を雇用した場合や、他の職員の時間外が発生した場合の費用の負担はどうなりますか .....	5
問23 補助金申請はどのようにしたら良いですか .....	5
IV その他 .....	5
問24 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか .....	5
問25 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか .....	5
問26 派遣を受ける場合を想定して準備することがありますか .....	5

## I 派遣の枠組み

問1 介護職員が不足し、派遣をお願いしたいときはどうしたらよいですか？

答 島根県健康福祉部高齢者福祉課（以下「県」という。）に電話で連絡下さい。詳細をお伺いした上で、派遣に向けた準備を始めます。

問2 法人内で職員を調整した結果、職員を派遣した同法人内の施設で職員が不足した場合も派遣の申請ができますか？

答 その様な場合も含めて幅広く対応することを想定していますのでご相談ください。

問3 派遣までの流れはどうなりますか？

答 県は、派遣を希望する施設（以下「派遣先」という。）からの派遣要請内容を島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に伝え、派遣職員の調整を依頼します。県社協は「派遣協力登録施設名簿」の中から派遣協力施設（以下「派遣元」という。）を選定します。県は選定された派遣元と派遣先に派遣内容を通知します。

問4 派遣期間の職員の身分はどうなりますか？

答 派遣職員は派遣元から派遣先への出張扱いとなり、派遣元の指揮監督で派遣業務に従事します。（派遣協定第1条、第2条）。

併せて、派遣職員が介護する入所者の特性や、派遣先施設の設備の状況など、派遣先施設に特有の事柄について、派遣先からの助言を受けることになります（派遣協定第2条）。

問5 派遣協定を締結する必要はあるのですか？

答 派遣元と派遣先で協定を締結していただく必要があります。

問6 派遣協定のひな形はありますか？

答 県が用意したひな形があります。

派遣を決定する際に、県から示したひな形を参考に協定を締結してください。

## II 派遣条件

問7 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護等をしなければなりませんか？

答 原則として、感染者、濃厚接触者等の介護等は、派遣職員ではなく派遣先の職員が行うこととします。

ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣元及び派遣職員の同意を得られるときに限り、派遣職員に感染者、濃厚接触者等の介護をしていただく場合があります。

いずれの場合も、派遣業務の内容は派遣協定で定めます。（派遣協定第2条、別表）。

詳細な業務内容については、県が作成した「高齢者福祉施設内の派遣職員対応マニュアル」

を参考にしてください。

**問 8 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか？**

- 答 1人の派遣職員の派遣期間は、原則として4日間です。ただし、派遣元と派遣職員が同意する場合は、派遣期間を変更することができます。  
いずれの場合も、派遣期間は派遣協定で定めます。（派遣協定第5条）。

**問 9 マスク、消毒液等は支給されますか？**

- 答 マスク、防護服、消毒薬等の感染制御に必要な物品は県（松江市）から支給します。それらが届くまでは施設で対応する必要がありますので、2～3日程度の備蓄をお願いします。

**問 10 派遣終了時に、PCR検査は受けられますか？**

- 答 行政検査としてPCR検査を受けることができます。日時や場所は管轄の保健所と相談して決めます。費用は無料です。

**問 11 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？**

- 答 休日や勤務時間、休憩時間は、派遣期間中の各勤務日ごとに、派遣協定で定めます（勤務日ごとにシフトが変わることも想定されるため）。（派遣協定第6条、第7条）

**問 12 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？**

- 答 原則として、派遣職員には休日勤務等をさせないものとします。派遣先は、派遣職員に対して直接、休日勤務等を求めてはいけません（派遣協定第6条、第7条）。  
ただし、派遣先が派遣元に休日勤務等を求めた場合で、派遣元が必要と認めるときは、派遣職員が同意する場合に限り、休日勤務等をさせることができます（同）。

**問 13 派遣に係る交通手段や宿泊先は誰が調整しますか？**

- 答 派遣は派遣元からの出張扱いになりますので、派遣元における通常の出張と同様に取扱いください。調整に当たって不明な点や問題が生じた場合は県に相談ください。  
(費用については問18、問19、問20を参照ください。)

**問 14 社会保険、労災保険等はどうなりますか？**

- 答 派遣職員の社会保険、労災保険等は、もともと派遣元で加入していると考えられますので、それを継続していただきます（派遣協定第10条）。  
派遣職員が派遣業務中に怪我をした場合、労災の対象になります。派遣職員が感染症に感染した場合も、派遣業務が原因で感染したことが明らかな場合は、労災の対象となります。

**問 15 新型コロナウイルス感染症に対応した傷害保険に加入する必要がありますか？**

- 答 島根県が一括して加入しますので、派遣元・派遣先で加入していただく必要はありません。  
保険内容については派遣調整の際、県社協より説明を受けることができます。

なお、派遣元は派遣受入終了後、速やかに県に受入報告書を提出してください。(取扱い要綱第9条第3項)

派遣職員が派遣中又は派遣終了後において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに県にお知らせください。

【保険内容の概要】

契約先 株式会社 東京海上日動パートナーズ中国四国 山陰支店

契約内容 死亡・後遺傷害 10,000千円／入院日額 5,000円／通院日額 2,500円／特定感染一時金 500千円

針先し事故感染症 5,000千円

**問16 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？**

答 派遣職員は派遣元が雇用していますので、派遣元が損害賠償を負うこととなります。その損害が派遣先の助言により生じた場合は、この限りではありません。損害が派遣職員と派遣先の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を定めることとなります(派遣協定第17条)。

### III 費用の負担

**問17 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか？**

答 職員は派遣元からの出張扱いになりますので、派遣元が支払うこととなります(派遣協定第8条)。

派遣終了後に、派遣元が派遣職員に支払った給与の額を派遣先に報告し、派遣先が派遣元にその額を支払います。(派遣協定第11条)

派遣元の給与規程で、休日手当、時間外手当、深夜手当、危険手当等を支給している場合も、同様です。

なお、派遣先が派遣元に支払った額のうち、これらの手當に相当する額については、県による補助の対象となる場合があります。ただし、基本給及び基本給に係る社会保険料の部分については補助対象外です。

**問18 派遣職員の交通費・宿泊費は誰が負担するのですか？**

答 問17と同じです。

交通費・宿泊費として支払った額については補助の対象となる場合がありますので、県までご相談ください。

**問19 派遣後に2週間程度、自宅では無くホテル等で過ごした場合の宿泊費はどうなりますか？**

答 問17と同じです。

**問20 問18、問19について助成額の上限はありますか？**

答 県は上限を定めません。派遣元の規定により支払った額を補助します。

**問21 危険手当の額をどのように決めますか？**

答 派遣元の給与規定による額となります。特に規定が無い場合は、県の目安を参考にしてください。県では標準額を 4,000 円としています。これは、「島根県新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当支給事業費補助金交付要綱」で定める医療機関職員への手当の額です。

**問 22 派遣元が、派遣した職員の補充のために職員を雇用した場合や、他の職員の時間外が発生した場合の費用の負担はどうなりますか？**

答 派遣元は補助金を申請することができます。県に相談ください。

**問 23 補助金申請はどのようにしたら良いですか？**

答 感染症対応が落ち着いてから、県が個別に相談に応じます。申請に備えて派遣元施設、派遣先施設とも、派遣に係る書類等の保存をお願いします。

## IV その他

**問 24 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか？**

答 派遣元の施設で感染症が発生し、職員に不足が生じた場合などは、派遣元は、派遣先に派遣の中止を請求することができます。  
この場合、派遣先は、必要であれば、あらためて県に職員の派遣依頼をすることになります。

**問 25 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか？**

答 この枠組みによる職員派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりますので、厚生労働省の通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合にも柔軟な取扱いを行います。

**問 26 派遣を受ける場合を想定して準備することがありますか？**

答 派遣された職員が同じ視点で安全に業務ができるよう、業務マニュアルや職場改善の取組を進めてください。県が作成した「高齢者福祉施設内の派遣職員対応マニュアル」や厚生労働省が示した「より良い職場・サービスのために今日からできること」等を参考にしてください。